

医療的ケア児支援に関する県の取組状況等について

1 令和6年度における県の取組状況について

(1) 医療的ケア児支援センターにおける相談対応等の状況

○本人・家族（令和7年1月末迄の実績）

本人・家族	電話	来所	メール	w e b	訪問	計
東部	1	0	0	0	3	4
西部	7	2	0	0	2	11
合計	8	2	0	0	5	15

○関係者等（令和7年1月末迄の実績）

関係者等	電話	来所	メール	w e b	訪問	計
東部	11	0	0	0	0	11
西部	23	1	0	0	0	24
合計	34	1	0	0	0	35

(関係者等の内訳) 東西センター計

医療16、保健3、福祉6、保育4、教育3、行政3

○主な対応例

- ・周産期母子医療センターからの要請による、NICU退院調整への関与
- ・市町の設置する医療的ケア児支援に関する協議の場への出席 等

(2) 医療的ケア児養育家族ピアサポート事業

医療的ケア児の家族同士が共に支え合える体制構築を支援するための家族相談会及び交流会を実施

〔対 象〕 医療的ケア児及びそのご家族

〔主 催〕 やまぐち医療的ケア家族ネットワークめでいっちゃやまぐち

(業務委託として実施)

	期 日	会 場	参加者
1回目	令和6年10月6日(日) 10:00～15:00	オンライン形式	家 族：7世帯
2回目	令和6年11月10日(日) 10:30～15:00	山口県立総合医療センター (オンライン参加含む)	家 族：8世帯 支援者：12名
3回目	令和7年2月9日(日) 10:00～15:00	山口県児童センター (オンライン参加含む)	家 族：8世帯 支援者：13名

(内容)

- ・養育経験者を交えた就園・就学に関する相談

- ・地域での交流
- ・医療的ケア児の家族と支援者で子どもの居場所づくりを考える 等

(3) 医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業

医療的ケア児を介護する家族の身体・精神的負担の軽減を図るため、医療的ケア児の受入れが可能な短期入所（ショートステイ）を開設・拡充する法人に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する費用を補助

〔対象法人〕 医療的ケア児を受け入れる短期入所を開設・拡充する法人

〔上 限 額〕 6,000 千円（補助率：県 3／4、事業者 1／4）

〔対象経費〕 施設改修・設備整備

医療用機器等備品

送迎用車両の導入・改修 等

○申請状況（令和 7 年 2 月末時点）

事業所名	開設形態	所在地
社会福祉法人城南学園 城南学園 更生部	拡充（福祉型強化短期入所）	田布施町
社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園 鼓ヶ浦こばと園	拡充（医療型短期入所）	周南市

(4) 医療的ケア児保育支援事業

保育所等における医療的ケア児の受入を可能とするための体制整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀痰吸引等に係る研修の受講等への支援を実施

【対象施設】 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所

【実施主体】 市町

○実施状況（令和 6 年度時点）

市町名	施設類型	事業内容
山口市	保育所	看護師配置、災害対策備品整備
防府市	保育所	看護師配置
長門市	保育所	看護師配置

(5) 各種研修の開催

① 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修（※西部センターが実施）

(ア) 医療的ケア児等支援者養成研修

医療的ケア児等が地域で生活していく上での様々な場面で支援に関わる方

(イ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

相談支援専門員、保健師、訪問看護師など今後、地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者

日程	期 日	内容	研修種別	会 場	受講 修了者数
1 日 目	11 月 16 日 (土)	講義	支援者及び	山口県セミナー パーク	8 7 名
2 日 目	11 月 17 日 (日)		コーディネーター		
3 日 目	12 月 5 日 (木)	演習	コーディネーター		3 4 名
4 日 目	12 月 6 日 (金)				

【参考】現在までの修了者数

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
支援者養成研修	130 名	89 名	57 名	86 名	67 名	68 名	87 名	584 名
コーディネーター 養成研修	31 名	31 名	18 名	23 名	28 名	26 名	34 名	191 名

※支援者養成研修修了者には、コーディネーター研修修了者を含む。

② 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

たんの吸引・経管栄養を実施することができる介護職員等を養成することを目的として研修会を開催

日 時：第1回 令和6年 7月9日（火）、10日（水）

第2回 令和6年12月4日（水）、5日（木）

会 場：山口県セミナーパーク

（ア）介護職員養成

医療施設を除く介護保険施設、障害者施設、居宅サービス事業所、認可保育所などに就業している介護職員、保育士等

（イ）指導者養成

医療的ケア研修の实地研修の講師となる、医師・保健師・助産師・看護師
受講修了者：（第1回）20人 （第2回）6人 （实地研修のみ）31人

③ 成育在宅医療研修会

小児の在宅医療に携わる関係者間の理解促進及び連携体制の強化を目的として研修会を開催

【1回目】テーマ：「園での医療的ケアと課題」

日 時：令和6年10月31日（木）WEB研修会

【2回目】テーマ：「青森県における医療的ケア児支援の現状～移行期問題を中心に」

日 時：令和7年3月18日（火）WEB研修会

④ NICU 等入院児移行支援研修会（県周産期医療システム運営業務）

NICU 等長期入院児のより円滑な移行支援を目的として研修会を開催

日 時：令和 7 年 1 月 25 日（土）

内 容：NICU 等入院児の移行支援に関わる関係機関とご家族から役割や連携等、実際の支援について講演及び周産期医療圏域別意見交換会

対 象：周産期母子医療センターNICU・GCU・小児科外来等看護職員、訪問看護ステーション職員、健康福祉センター、市町母子保健・障害福祉担当保健師、医療的ケア児コーディネーター等

（6）各種会議の開催

① 圏域医療的ケア児支援連携会議

保健・医療・福祉・保育・教育・行政等の医療的ケア児支援に携わる関係機関による意見交換・情報共有の実施

【第 1 回】山口圏域医療的ケア児支援連携会議（西部）

日 時：令和 6 年 12 月 19 日（木）18 時～19 時 30 分

会 場：総合病院山口赤十字病院内

【第 2 回】岩国圏域医療的ケア児支援連携会議（東部）

日 時：令和 7 年 2 月 13 日（木）15 時～16 時 30 分

会 場：国立病院機構岩国医療センター

② 庁内関係課室連携による会議

本協議会のほか、医療的ケア児支援に関連する施策を行うため、庁内関係課室が連携して協議を行っている。

会 議 名	保健	医療	障害福祉	保育	教育
①山口県医療的ケア児支援地域協議会	○	○	◎	○	○
②介護職員等医療的ケア研修事業実施委員会			◎		○
③山口県 NICU 入院児移行支援検討会議		◎	○		
④山口県特別支援学校医療的ケア運営協議会			○		◎

◎は事務局

○ 開催状況

ア 山口県医療的ケア児支援地域協議会

医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関の連携を図ることを目的として本協議会を設置し、意見交換・情報共有の実施

イ 介護職員等医療的ケア研修事業実施委員会（令和 7 年 1 月 24 日開催）

令和 6 年度における研修の実施状況について報告等

ウ 山口県 NICU 入院児移行支援検討会議（3 月開催予定）

- ・令和 6 年度山口県 NICU 入院児支援事業として実施した各種取組（退院調整担当者等連絡会議、NICU 等入院児移行支援研修会等）について報告（予定）
- ・令和 7 年度事業計画について協議（予定）

エ 山口県特別支援学校医療的ケア運営協議会（1 月 23 日開催）

- ・県立特別支援学校における医療的ケアの実施状況等について報告
- ・在宅酸素療法や人工呼吸器を使用する児童生徒の医療的ケア実施体制に係る、医療と学校との連携及び、緊急時の対応マニュアル等を作成する上での校内支援体制の推進についての協議

2 令和 7 年度の取組について

（1）令和 7 年度医療的ケア児支援関連施策予算について 資料 1－② 参照

（2）新 医療的ケア児安心子育て推進事業について

趣 旨

医療的ケア児を養育する家族が安心して子育てし、医療的ケア児が健やかに成長できるよう、医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所を開設・拡充する法人に対し、必要な看護職員配置や設備整備・備品購入等に要する費用を補助する。

事業の概要

医療的ケア児の新たな受入れ又は受入定員の拡大に必要となる看護職員配置や設備整備・備品購入等に要する費用の一部を補助

[対象法人] 医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所を開設・拡充する法人

[基 準 額] 15,290 千円（1 法人あたり）

○看護職員配置： 2,645 千円

○設備整備等：10,000 千円

[補 助 率] ○看護職員配置：定額補助

○設備整備等：県 3／4、事業者 1／4

[上 限 額] 10,145 千円（1 法人あたり）

[対象経費] ○看護職員配置に要する費用

○施設改修・設備整備

○医療用機器等備品

○送迎用車両の導入・改修 等



(3) **拡** 私立幼稚園預かりサポート推進事業（医療的ケア児幼児教育支援事業）
について ※既存事業へ新たに「医療的ケア児幼児教育支援事業」を追加
趣 旨

私立幼稚園における医療的ケアが必要な障害のある幼児の受入体制の整備及びインクルーシブな教育の更なる充実を図るため、教員と別に医療的ケアを行うための看護職員等の配置に要する経費を補助する。

事業の概要

教員と別に医療的ケアを行うための看護職員等の配置に要する経費を補助。

[対 象] 学校法人立の私立幼稚園（認定こども園除く。）

[上 限 額] 年額 5,290 千円（1 園あたり）

[補 助 率] 国 1／2、県 1／2

[対象経費] 教員と別に医療的ケアを行うための看護職員等を配置に要する経費
（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、人件費等）

※業務を直接執行することが困難な場合、第三者に委託することができる。